改正前

(前略)

(部局の長の責務)

第4条 部局の長(事務本部にあっては、総務担当の 理事)は、当該部局の教職員等における利益相反マネジメントに関し総括する。

(中略)

第3章 利益相反マネジメント対策 (自己申告書等の提出)

- 第14条 教職員等は、自己申告書等を部局の長(役 員及び部局の長にあっては、総長。以下同じ。)に提 出しなければならない。
- 2 教職員等は、利益相反に該当する状況が生じた場合は、カウンセラーに相談し、又は随時部局の長に自己申告書等を提出して次条第1項の確認又は第16条第1項の審査を求めることができる。
- 3 <u>前2項</u>における自己申告書等の提出時期、書式等 は、委員会が定める。

(部局における審査等)

- 第15条 部局の長は、前条第1項又は第2項の規定 により自己申告書等の提出を受けたときは、当該部 局の定めるところにより、利益相反に該当する状況 の有無、程度等について確認を行う。この場合にお いて、部局の長又は当該確認に関わる者は、カウン セラーに必要な相談をすることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、部局の長は、必要と認めるときは、産官学連携活動又は兼業を行う教職員等に対し、当該活動に係る利益相反マネジメントについて、指導・助言等を行い、又は必要に応じ、教職員等から説明等を求めるものとする。
- 3 部局の長は、前条第1項又は第2項の規定により提出された自己申告書等を、審査委員会又は臨床研究審査 委員会(以下「審査委員会等」という。)に提出する。

(審査委員会等における審査等)

- 第16条 審査委員会等は、前条第3項の規定により 提出された自己申告書等に基づき審査を行う。
- 2 審査委員会等は、前項の審査を行ったときは、審 査結果を当該部局の長に通知する。この場合におい て、利益相反に該当する状況が生じ、これに対する 是正措置等が必要であると判定したときは、当該是 正措置等その他必要な事項を併せて通知 し、必要に 応じ、当該部局の長と事前協議等を行うものとす る。
- 第17条 部局の長は、前条第2項の通知を受けたときは、当該審査結果並びに利益相反に該当する状況が生じ、これに対する是正措置等が必要であると判定されたときは、当該是正措置等を当該教職員等に通知する。
- <u>2</u> 教職員等は、<u>前項</u>の規定により是正措置等の通知

改正後

(部局の長の青務)

第4条 部局の長(事務本部にあっては、総務担当の 理事)は、当該部局の教職員等における利益相反マネジメントに関し統括する。

第3章 利益相反マネジメント対策(自己申告書等の提出)

- 第14条 教職員等は、委員会が定める利益相反自己 申告事由に該当するときは、自らの利益相反に係る 自己申告書その他必要な書類(以下「自己申告書等」 という。)を作成し、審査委員会又は臨床研究利益相 反審査委員会(以下「審査委員会等」という。)に提 出しなければならない。
- 2 <u>前項</u>における自己申告書等の提出時期、書式等 は、審査委員会等が定める。

第15条 削除

(審査委員会等における審査等)

- 第16条 審査委員会等は、第14条第1項の規定により提出された自己申告書等に基づき審査を行う。
- 2 審査委員会等は、前項の審査を行ったときは、審査結果を当該教職員等及び当該教職員等が所属する部局の長(役員及び部局の長にあっては、総長。以下同じ。)に通知する。この場合において、利益相反に該当する状況が生じ、これに対する是正措置等が必要であると判定したときは、当該是正措置等その他必要な事項を併せて通知する。

第17条

教職員等は、前条の規定により是正措置等の通知を

改正前

を受けた場合は、当該是正措置等を講じ、利益相反の回避又は改善を行わなければならない。

3 教職員等は、前項の規定により講じた是正措置等 の実施状況等を部局の長に適宜報告しなければな らない。

(不服申立て)

- 第18条 教職員等は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該審査結果等に不服があるときは、同条第2項の規定にかかわらず、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、アドバイザリーボードに対し、書面により不服申立てをすることができる。ただし、不服申立ては、同一の事案につき1回に限るものとする。
- 2 アドバイザリーボードは、前項の規定により不服 申立てがあったときは、当該不服申立ての趣旨、理 由等を勘案し、当該事案の再審査を行うか否かを審 査し、その結果及び理由を当該教職員等、部局の長 及び審査委員会等に通知する。
- 3 審査委員会等は、前項の規定により再審査の通知 を受けた場合は、当該事案について再審査を行い、 その結果を部局の長及びアドバイザリーボードに 通知する。
- 4 前条の規定は、不服申立ての場合に準用する。

(後略)

改 正 後

- 受けた場合は、当該是正措置等を講じ、利益相反の回避又は改善を行わなければならない。
- 2 教職員等は、前項の規定により講じた是正措置等の実施状況等を<u>当該教職員等が所属する</u>部局の長及び審査委員会等に適宜報告しなければならない。
- 3 部局の長は、教職員等が是正措置等を行わない場合は、指導及び助言を行い、是正措置等を実施させなければならない。

(不服申立て)

- 第18条 教職員等は、第16条第2項の規定による 通知を受けた場合において、当該審査結果等に不服 があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算 して30日以内に、アドバイザリーボードに対し、 書面により不服申立てをすることができる。ただ し、不服申立ては、同一の事案につき1回に限るも のとする。
- 2 アドバイザリーボードは、前項の規定により不服 申立てがあったときは、当該不服申立ての趣旨、理 由等を勘案し、当該事案の再審査を行うか否かを審 査し、その結果及び理由を当該教職員等、<u>当該教職</u> 員等が所属する部局の長及び当該不服申立てに係 る審査を行った審査委員会等に通知する。
- 3 審査委員会等は、前項の規定により再審査の通知 を受けた場合は、当該事案について再審査を行い、 その結果を<u>当該教職員等及び当該</u>部局の長及びア ドバイザリーボードに通知する。
- 4 前条の規定は、不服申立て<u>に係る再審査</u>の場合に 準用する。

附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。